

冬の備えを万全に!



除雪は地域 みんなの力で!

今年も積雪による交通障害などを心配する季節を迎えます。町は町道の除雪作業を行います。その作業には限界があり、全ての道を除雪することはできません。そこで必要なのが皆さまの力です! 自分の力による「自助」、隣近所や地域で支え合う「共助」をご理解いただき、除雪へのご協力をお願いします。

町の除融雪体制

町は、町道の安全な交通を確保するため、積雪量に応じて除雪指定路線を除雪します。
除融雪は町内建設業者11社へ委託し、ドーザー16台、融雪剤散布車2台により行います。

除雪車出動の目安 ※詳しい除雪路線は、町ホームページをご覧ください。

	積雪量(目安)	主な除雪指定路線
第1次出動	10 cm	<ul style="list-style-type: none"> ●主要幹線道路 国道18号、県道へ接続する交通量の多い町道(通称かりん道路、ふるさと農道など) ●補助幹線道路 各地区内の主な幹線道路
第2次出動	30 cm	<ul style="list-style-type: none"> ●第1次出動対象道路 ●各地域主要生活道路 各地域の主な生活道路

積雪時は「自助」「共助」「公助」で効率よく除雪しましょう

- 自助(自分で)
自宅の敷地やその周辺は各ご家庭で除雪しましょう。
- 共助(地域で)
地域の生活道路や歩道、特に通学路は、子どもたちの安全確保のための除雪にご協力ください。高齢者のお宅などは、地域の皆さまで声を掛け合って除雪をお願いします。
- 公助(行政で)
町で除雪指定路線の除雪を行います。

危険です! やめましょう

- 路上駐車をしない
路上駐車された車は、除雪作業の妨げとなります。また、交通渋滞や事故につながる恐れもあります。
- 道路へ雪を出さない
道路へ雪を出すと、交通の支障となり、思わぬ事故につながる場合があります(道路に雪を出す行為は、道路交通法で禁止されています)。
- 水路や側溝へ雪を入れない
水路や側溝へ雪を投げ入れると、下流で雪が詰まり、水が溢れて道路が凍結する恐れがあります。

敷地内に雪捨て場の確保を

- 屋根から落ちた雪
屋根から道路へ落ちた雪は、交通事故や緊急車両の通行の妨げになるため、敷地内で処理してください。
- 道路除雪で残った雪
道路の除雪後に残った雪が玄関や車庫前などをふさいでしまう場合があります。各ご家庭、ご近所で声を掛け合っけて片づけていただきますようお願いいたします。

日ごろから降雪に備える

日ごろからテレビやラジオ、インターネットなどにより気象情報に関するニュースに注意しましょう。大雪が予想される場合には、事前に食料や燃料などの生活必需品の確保に努め、豪雪時の外出は控えましょう。

水道のメーターの凍結にご注意を!

- 水道メーターが凍結すると?
メーターから先の宅内で、水が出なくなってしまう。その際は、タオルなどを掛けて30℃前後のぬるま湯を掛けるか、ドライヤーなどでメーターを温めてください。※熱湯をかけるとメーターや水道管が破裂する場合があります。危険です。
- 凍結を防止するには?
ボックス内に保温性や断熱性が期待できる発泡スチロールをビニール袋に詰めボックス内に敷いてください。
- 布などは逆効果!?
凍結対策にボックス内へ布やわらを入れていた事例が散見されます。布やわらは水分を吸収しボックス内で凍結してしまいます。

水道メーターの適正管理にご協力を

- 一回、水道料金算定のために検針をします。
水道メーターが保管されているメーターボックスの管理は、使用者または所有者の方にお願ひしています。検針ができないと正しい料金が算定できず、前年同月の使用料などを参考に料金を請求することになります。使用者・所有者の皆さまは検針に支障をきたさないようメーターボックスの適正な管理にご協力ください。
- メーターボックス内に泥や水が入らないようにしてください。
- 飼いや犬は水道メーターから離れた場所につないでください。
- 検針時期(奇数月末ごろ)に降雪になった場合には、メーターボックス周辺を除雪し、雪を載せないでください。

問い合わせ先

建設水道課上下水道管理係
(32) 3 1 2 9

暖炉・薪ストーブ等使用の際のお願い

- 暖炉や薪ストーブ等を利用する方が近年増えていきます。同時に町へ煙や臭いに関する相談が寄せられることも増えていきます。
- 十分に乾燥した薪を使う
湿った薪は多量の煙や臭い、スス、タールが発生します。
- 薪以外は絶対に燃やさない
ごみはもちろん、接着剤・塗料等が付着した薪(ベニ板など)は悪臭や有害物質を発生させますので、燃やさないでください。
- 定期的に点検・掃除を行う
煙突にススが溜まると、使用時に火の粉が飛び、近所迷惑になるほか、引火して火災の原因になります。定期的に点検・掃除を行います。
- 近所への配慮
近所で洗濯物を外に干している時間帯は使用を控えるなど、配慮をお願いします。

問い合わせ先

町民課環境衛生係
(32) 3 1 1 4

灯油の流出事故にご注意ください!

- 各家庭で灯油を扱う機会が増える冬季は、灯油の流出事故の発生が予想されます。灯油が河川へ流出してしまうと、たとえ少量であっても、下流域で水道水の取水、養魚場、農作物等に甚大な被害を及ぼし、事故を起こした方には損害賠償、油除去、土壌入替など、多くの対応が求められることとなります。
- 日ごろから事故を防止するために次のことを必ず守りましょう。
- 給油中はその場を離れない
- 給油後、バルブの閉め忘れがないか確認する
- 定期的に給油設備に腐食や亀裂等がないか点検を行う
万が一、灯油を流出させてしまったら、流出しているのを発見したら、流出防止措置を取っていただき、すぐに次の機関へご連絡ください。早期発見・早期対応が汚染の拡大防止には必要です。

問い合わせ先

町民課環境衛生係
(32) 3 1 1 4
御代田消防署
(32) 0 1 1 9